平成２１年（フ）第５１９８号
大阪府茨木市鮎川２丁目22番25号
破産者　今園千十世
1　破産債権の届出期間　平成22年１月27日まで
2　一般調査期日　平成22年３月15日午後３時30分
平成21年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２２１号
徳島県板野郡北島町中村字寺裏９番地21
破産者　髙田　知子
1　期日　平成21年12月21日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月２日　　徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３９４２号
大阪市中央区伏見町４丁目１番１号
破産者　近藤産業株式会社
1　期日　平成22年１月19日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４号
兵庫県伊丹市車塚２―13　レピア・アーバン塚口北アクアリッジ611号室、開始決定時の住所埼玉県上尾市東町１丁目８番５―６号
破産者　坂田　博信
1　期日　平成22年１月27日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２５５号
福岡県大牟田市大字今山2273番地３
破産者　井上惠美子
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年12月１日
熊本地方裁判所民事第１部

免 責 決 定

平成１５年（モ）第１５３５号
（平成１５年（フ）第５３９号）
福島県大沼郡金山町大字大塩字御藏平1729番地の１
破産者　渡部　英雄
主文　破産者を免責する。
平成21年12月２日
福島地方裁判所会津若松支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第１６０号
岩手県一関市三関字白崎５番地５
破産者　吉村明男こと　權　　明男
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６１号
岩手県一関市三関字白崎５番地５
破産者　尹　　貞淑
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２１２２号
東京都新宿区市谷加賀町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社アドバンスド・アイソ・マネジメント
代表清算人　嘉屋　憲一
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１２３号
東京都文京区湯島３丁目13番８号
清算株式会社　株式会社太陽エステイト
代表清算人　一條　**隆**之
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０８９号
東京都港区六本木６丁目８番10号
清算株式会社　ＥＬＥＶＥＮ―ＵＰ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第２０号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　株式会社テスコ
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　清算的計画案立案までの経緯（省略）
第２章　清算的計画案の骨子
第１節　清算的計画案の基本方針
テスコは、既に清算準備に入っており、更生計画認可決定の日に解散する。そして、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権については、保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金をもって弁済を行い、テスコは、更生計画認可決定確定後２年以内を目途に清算終了する。
第２節　更生債権などの弁済方針
1　更生担保権
①　預金質権に係る更生担保権
原則として、確定更生担保権額の全額を、更生計画認可決定確定後６カ月以内に一括弁済する。
2　優先的更生債権
①　公租公課
延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後３カ月以内に一括納付する。
3　一般更生債権
①　辻産業及び辻マリンを除く確定更生債権
当該確定更生債権については、その確定更生債権額の70％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、テスコが保有する現預金、資産の売得金または売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めたテスコの更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金の55％を、確定更生債権額の98％に満つるまで、各確定更生債権額に応じ按分して第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
②　辻産業及び辻マリンの確定更生債権
当該確定更生債権については、その確定更生債権額の30％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、テスコが保有する現預金、資産の売得金または売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めたテスコの更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金の45％及び前号①における第２回目の一般更生債権の弁済において確定更生債権額の98％に達したことから余剰金が生じた場合には、当該余剰金を付加した額を、辻産業及び辻マリンの各確定更生債権額に応じ按分して第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
第３節　テスコの解散
テスコは、更生計画認可決定の日をもって、解散する。
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法（省略）
第４章　弁済資金の調達方法等（省略）
第５章　株主の権利の変更（省略）
第６章　テスコの措置（省略）
第７章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）
東京地方裁判所民事第８部